



二宮町交通バリアフリー基本構想 《概要版》

二宮町

第1章 交通ハリアフリー基本構想の策定にあたって	1
1.1 交通バリアフリー法の概要	1
(1) 交通バリアフリー法制定の背景	1
(2) 交通バリアフリー法の趣旨	1
(3) 交通バリアフリー基本構想	1
1.2 検討の目的と進め方	4
(1)交通バリアフリー基本構想策定の目的	4
(2) 検討体制	5
(3)検討の進め方	6
第2章 交通バリアフリー化に向けた基本的な方針	7
2.1 交通バリアフリーに係わる現状と課題	7
(1) 二宮町の交通等の現状	7
(2) 町民の外出の現状と交通バリアフリーに対する意向	7
(3)交通バリアフリーに係わる課題	8
2.2 駅及び駅前広場等の現状	9
(1) 駅及び自由通路の現状	9
(2) 北口駅前広場の現状	9
(3) 南口駅前広場の現状	10
2.3 駅周辺の現状	13
(1) バス路線	13
(2) 歩道の整備状況	13
(3) 施設の分布状況	13
2.4 基本理念と基本方針	14
(1)基本理念	14
(2) 基本方針	14
第3章 重点整備地区の基本構想	15
3.1 重点整備地区の区域	15
(1) 主要な施設の抽出	15
(2) 重点整備地区の区域設定方針	17
(3) 重点整備地区の区域	17

3.2 バリアフリー経路	18
3.3 重点整備地区の現状と課題	21
3.4 特定経路・特定経路以外の重要経路・その他経路の設定	25
3.5 バリアフリー化の事業内容	29
(1)公共交通特定事業	29
(2)道路特定事業	30
(3)交通安全特定事業	31
(4) その他の事業	31
3.6 ソフト面の取組	33
(1) 町民への普及・啓発	33
(2) 町民参画によるバリアフリーの実現	33
(3)情報の提供	33
3.7 基本構想の推進	34
(1) 特定事業計画の策定・事業の推進	34
(2) 総合的な推進体制の整備	34
(3) 事業の進捗に関する情報提供の実施	34
(4) 事業後の評価の実施	34
(5) 基本構想の見直し	34